

一般社団法人全国外国語教育振興協会年会費 細則

平成 3年 9月 11日 制定
 平成 5年 4月 1日 改正
 平成 7年 10月 1日 改正
 平成 11年 5月 10日 改正
 平成 14年 3月 29日 改正
 平成 16年 3月 30日 改正
 平成 24年 4月 1日 改正
 平成 25年 4月 1日 改正
 平成 26年 12月 1日 改正
 令和 5年 4月 1日 改正

(総則)

第1条 本会定款 第3章会員(入会金及び会費)第7条の規定により、会員の年会費を以下の通り定める。

(細則)

第2条 正会員をその外国語教育事業収入高により15種に分類し、それぞれの年会費を以下の通り定める。その算定基準は別に定める施行細則によるものとする。

区分	外国語教育事業収入高	年会費
①	2千万円未満	3万円
②	2千万円以上～3千万円未満	4万円
③	3千万円以上～4千万円未満	5万円
④	4千万円以上～6千万円未満	7万円
⑤	6千万円以上～1億円未満	10万円
⑥	1億円以上～2億円未満	16万円
⑦	2億円以上～3億5千万円未満	20万円
⑧	3億5千万円以上～5億円未満	24万円
⑨	5億円以上～7億5千万円未満	30万円
⑩	7億5千万円以上～10億円未満	34万円
⑪	10億円以上～30億円未満	45万円
⑫	30億円以上～60億円未満	60万円
⑬	60億円以上～100億円未満	70万円
⑭	100億円以上～200億円未満	81万円
⑮	200億円以上～	100万円

第3条 正会員の入会金は教育施設の規模に拘わらず、一律3万円とする。

第4条 賛助会員の会費は、1年分一口5万円とする。但し数口の賛助も可能とする。賛助会員からは前条による入会金は徴収しない。

第5条 既納の会費、入会金はいかなる理由があってもこれを返還しない。

<施行細則>

- 1 年会費細則第2条の正会員外国語教育事業収入高の算定基準は下記によるものとする。
正会員の年会費の基準は、各校の外国語教育事業収入高とする。
外国語教育事業収入とは、対象年齢、通学制、オンライン制を問わず全ての語学コース、外国語によるビジネスコース、プリスクール、検定試験準備コース、留学及び留学準備コース、翻訳・通訳講座、教師派遣コース等、外国語教育に関する授業料収入、全ての外国語教材テキストの売上及び入学金に類する収入、語学力検定料収入とする。但し、日本語コース、専修・各種学校(課程)、大学・短大等の一条校の収入は含まない。
 - a) 上記収入高は各校の自己申告制とする。
 - b) 正会員の年会費は各校の前年度の外国語教育事業収入高に応じたものとする。
- 2 年会費細則第2条正会員の中途入会の取扱いは下記によるものとする。
 - a) 事業年度の中で入会した場合の年会費は、入会初年度に限り、加入した日の属する月から起算して得た月数に該当する年会費を1/2等分した金額を乗じて得た金額とする。
 - b) 月割計算により生じた千円位未満の端数は、千円位で切り上げる。
- 3 年会費細則第4条賛助会員の中途入会取扱いは下記によるものとする。

10月～3月までの間に入会した場合の年会費は、入会初年度に限り正規年会費の半額とする。
- 4 年会費細則第4条賛助会員のうち、賛助会員の会費を継続して10年納付した会員は、11年目以降の年会費を10%割り引く。
20年納付した会員は、21年目以降の年会費を20%割り引く。

以 上